二　液化石油ガスを充塡する容器に使用するバルブにあっては、グランドナットのバルブ本体への固定の状態を目視により点検し、グランドナットがピン若しくはナット又は接着剤を使用してバルブ本体に固定されているときに合格とする。この場合、グランドナットに七十四ニュートンメートル以上七十八ニュートンメートル以下（当該グランドナットをバルブ本体に固定させるためのねじの呼び径が二十ミリメートル以下のものにあっては、四十九ニュートンメートル以上五十四ニュートンメートル以下）のトルクを加えることにより当該グランドナットが緩まないものであるものを合格とする。

２・３　（略）

（圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品等の漏えい試験）

第二十八条　圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品の漏えい試験は、十二メガパスカル以上最高充塡圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用する場合にあっては附属品外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行い、ガス漏えい検知液を使用する場合にあっては附属品外面にガス漏えい検知液を塗布し、目視により行うものとする。この場合、試験は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

２　圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品、圧縮水素鉄道車両燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品の漏えい試験（以下この項において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一　最高充塡圧力が三十五メガパスカル以下の容器に装置されている附属品にあっては、試験は最高充塡圧力の五分の三に相当する圧力以上最高充塡圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用する場合にあっては附属品外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行い、ガス漏えい検知液を使用する場合にあっては附属品外面にガス漏えい検知液を塗布し、目視により行うものとする。

二　（略）

（液化天然ガス自動車燃料装置用附属品の漏えい試験）

第二十八条の四　液化天然ガス自動車燃料装置用附属品の漏えい試験は、〇・二メガパスカル以上最高充塡圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用し、附属品外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行うものとする。この場合、試験は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

（附属品再検査における附属品の規格）

第二十九条　（略）

２　規則第二十九条第二項の保安上支障のないものとして告示で定める規格は、次の各号に掲げるものとする。

一　（略）

二　消防法第二十一条の二第一項の検定対象機械器具等である附属品にあっては、同項に定める検定に係る規格

三　（略）

二　液化石油ガスを充塡する容器に使用するバルブにあっては、グランドナットのバルブ本体への固定の状態を目視により点検し、グランドナットがピン若しくはナット又は接着剤を使用してバルブ本体に固定されているときに合格とする。この場合、グランドナットに七十四ニュートンメートル以上七十八ニュートンメートル以下（当該グランドナットをバルブ本体に固定させるためのねじの呼び径が二十ミリメートル以下のものにあっては四十九ニュートンメートル以上五十四ニュートンメートル以下）のトルクを加えることにより当該グランドナットが緩まないものであるものを合格とする。

２・３　（略）

（圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品等の漏えい試験）

第二十八条　圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品の漏えい試験は、十二メガパスカル以上最高充塡圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用する場合にあっては、附属品外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行い、ガス漏えい検知液を使用する場合にあっては、附属品外面にガス漏えい検知液を塗布し、目視により行うものとする。この場合、試験は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

２　圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品、圧縮水素鉄道車両燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品の漏えい試験（以下この項において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一　最高充塡圧力が三十五メガパスカル以下の容器に装置されている附属品にあっては、試験は最高充塡圧力の五分の三に相当する圧力以上最高充塡圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用する場合にあっては、附属品外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行い、ガス漏えい検知液を使用する場合にあっては、附属品外面にガス漏えい検知液を塗布し、目視により行うものとする。

二　（略）

（液化天然ガス自動車燃料装置用附属品の漏えい試験）

第二十八条の四　液化天然ガス自動車燃料装置用附属品の漏えい試験は、〇・二メガパスカル以上最高充塡圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用し、附属品外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行うものとする。この場合、試験は附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

（附属品再検査における附属品の規格）

第二十九条　（略）

２　規則第二十九条第二項の保安上支障のないものとして告示で定める規格は、次の各号に掲げるものとする。

一　（略）

二　消防法第二十一条の二第一項に規定される検定対象器具等である附属品にあっては、同項に定める検定に係る規格

三　（略）